

第3章

高等教育の充実

総論

文部科学省では、中央教育審議会や教育未来創造会議等における議論を踏まえ、高等教育改革の着実な実現に取り組んでいます。あわせて、医療人や法曹などの専門人材の養成や、地域医療の中核としての大学附属病院の機能強化、質の高い実践的な職業教育を行い、専門職業人を養成する専門職大学等の振興、高等専門学校や専門学校の充実

など高等教育の多様な発展のための様々な取組を推進しています。

さらに、学生等が経済的な理由により進学・修学を断念することのないよう、授業料等減免や奨学金制度の充実等の修学支援に取り組むとともに、学生の就職活動への支援やキャリア教育の充実に向けた支援も行っています。

第3章

高等教育の充実

第1節 高等教育施策の動向

1 大学改革の基本的方向性

世界では、分断化する国際情勢や気候変動などの環境問題、AIの進展による効率化とリスク等、社会を取り巻く状況は大きく変化しています。そして我が国では、急速に少子化が進み、人口動態統計速報によれば、令和6年の出生数は約72万人となり、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計の出生低位仮定によれば、我が国の総人口は2052年に1億人を割り、2070年には8,024万人になるものと推計されています。

大学をはじめとする高等教育機関の役割は、未来を担う人材の育成や、社会の新たな価値の創出であり、個人のみならず社会全体にも価値あるものです。世界的リスクと急速な少子化を前に、高等教育機関がこうした役割を果たすことができるよう、高等教育の在り方を改めて見直す必要

があります。

そこで、令和5年9月25日の中央教育審議会において、盛山文部科学大臣（当時）から「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」を諮問し大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会を中心に審議が進められ、令和7年2月21日に「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」が取りまとめられました^{*1}。

この答申では、①高等教育全体の「規模」の適正化を図りつつ、②地理的・社会経済的に高等教育への「アクセス」確保策を講じ、③教育研究の「質」を高めることを通じて、高等教育機関が我が国の「知の総和」（人数と一人一人の能力の掛け合わせ）を向上させる中心的な存在となることや、それを実現するための具体的方策が提言されています。

第2節 学生等に対する経済的支援の充実と社会的・職業的自立に対する支援

1 高等教育機関への経済的アクセスの確保

(1) 高等教育費に係る家計支出

大学生の約8割が在学する私立大学に子供二人が通っている場合の家計を例に、平均的なデータを用いて教育費負担を推計すると、勤労世帯の可処分所得のうち最大2分の1近くを教育費が占めており、家庭にとって高等教育費の負担が大きいことが分かります（図表2-3-1）。

学生等が経済的な理由で進学・修学を断念することがないよう、経済的支援を充実させることが重要です。

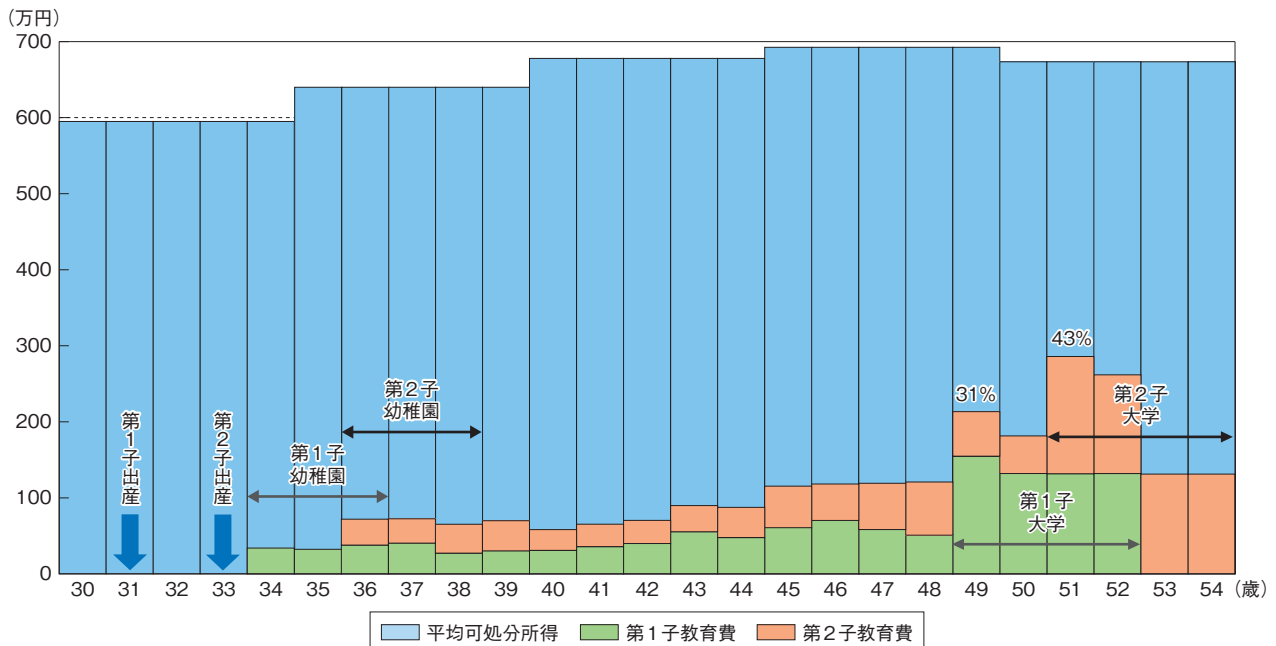
*1 参照：特集1

図表2-3-1

家計における教育費負担

家計における教育費負担

○子供二人を大学に通わせた場合、特に高等教育段階における教育費の負担は著しく大きい状況。



- (注) 1. 31歳で第1子、33歳で第2子を出生と想定（令和5年における母の出生時平均年齢は第1子31.0歳、第2子33.0歳）。
 2. 教育費負担：幼稚園は私立、小・中・高は公立の場合の学習費総額（学校教育費、学校給食費及び学校外活動費の合計）
 大学は私立大学昼間部の居住形態によらない平均の学費（授業料、その他の学校納付金、修学費、課外活動費、通学費の合計）
 に加え、大学1年生のみ入学金を追加
 可処分所得：2人以上の勤労者世帯。世帯主の年齢階級別1世帯当たり1ヶ月の可処分所得を年換算。
 ※30歳から34歳までの可処分所得は、世帯主の年齢階級が「34歳以下」の数値を使用。
 3. 本データは一つの試算であり、貯蓄や教育ローン等の活用は考慮していない。
- (出典) 第1子、第2子出産年齢について、厚生労働省「人口動態統計」（令和5年）
 幼稚園・小・中・高の教育費負担について、文部科学省「令和5年度子供の学習費調査」
 大学の教育費負担について、文部科学省「私立大学等の令和5年度入学者に係る学生納付金等調査」、独立行政法人日本学生支援機構「令和4年度学生生活調査」
 可処分所得について、総務省統計局「家計調査」（令和6年）

（2）高等教育の修学支援の確実な実施

①高等教育の修学支援新制度

経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低いことを踏まえ、令和2年4月から、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の子供たちに対し、授業料・入学金の減額・免除と返還不要の給付型奨学金の支給を行う高等教育の修学支援新制度を実施し、6年度は約35万人に支援を行いました。本制度は、支援を受けた学生等がしっかりと学び、社会で自立し活躍できる人材の育成を目的としています。このため、支援開始時には高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高等学校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲等を確認し、要件を満たす人全員を支援するとともに、支援開始後は、学修状況に一定の要件を課しています。また、大学等の経営が継続的かつ安定的に行われることを確認するため、教育や経営に関する一定の要件（機関要件）を満たす大学等を対象機関としています。

本制度については、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、6年度から、中間所得者世帯のうち、子供三人以上を扶養する多子世帯や私立理工農系の学部等に通う学生等へ対象を拡大しました。また、7年通常国会に「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同年3月31日に成立しました。これにより、同年4月から、多子世帯の学生等については、所得制限なく、国が定める一定の額まで授業料・入学金が無償となります（図表2-3-2）。支援を必要とする方々に情報が行き届くよう、SNS等の様々な媒体を活用した広報・周知を実施しています。

図表2-3-2

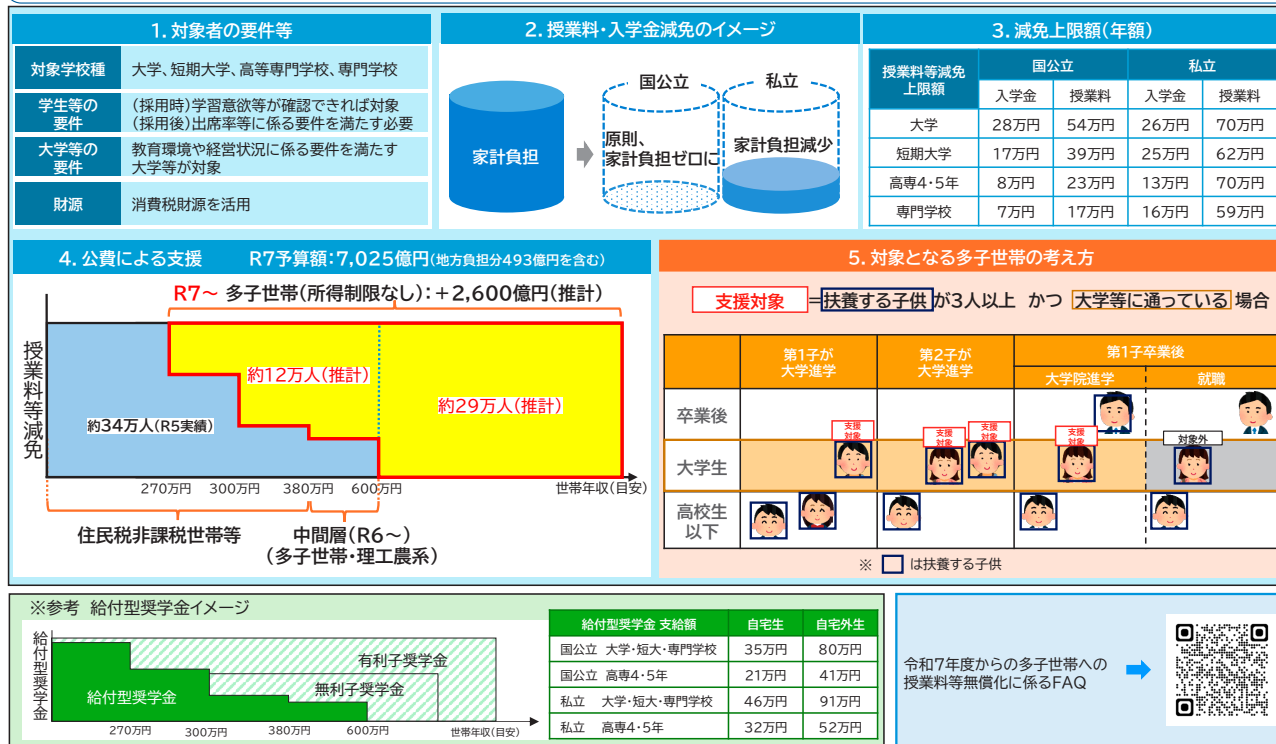
令和7年度からの多子世帯に対する大学等の無償化について

令和7年度からの多子世帯に対する大学等の無償化について

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第17号)に基づき、
令和7年度から多子世帯の学生等に対して所得制限なく大学等の授業料・入学金を、国が定めた一定額まで減額・免除する。

⇒高等教育費を理由として理想の数の子供を諦めることがない社会の実現に寄与。

※理想の子供数が3人以上の場合において、理想の数を諦める理由として、子育て・教育費を上げる割合が顕著となっている。



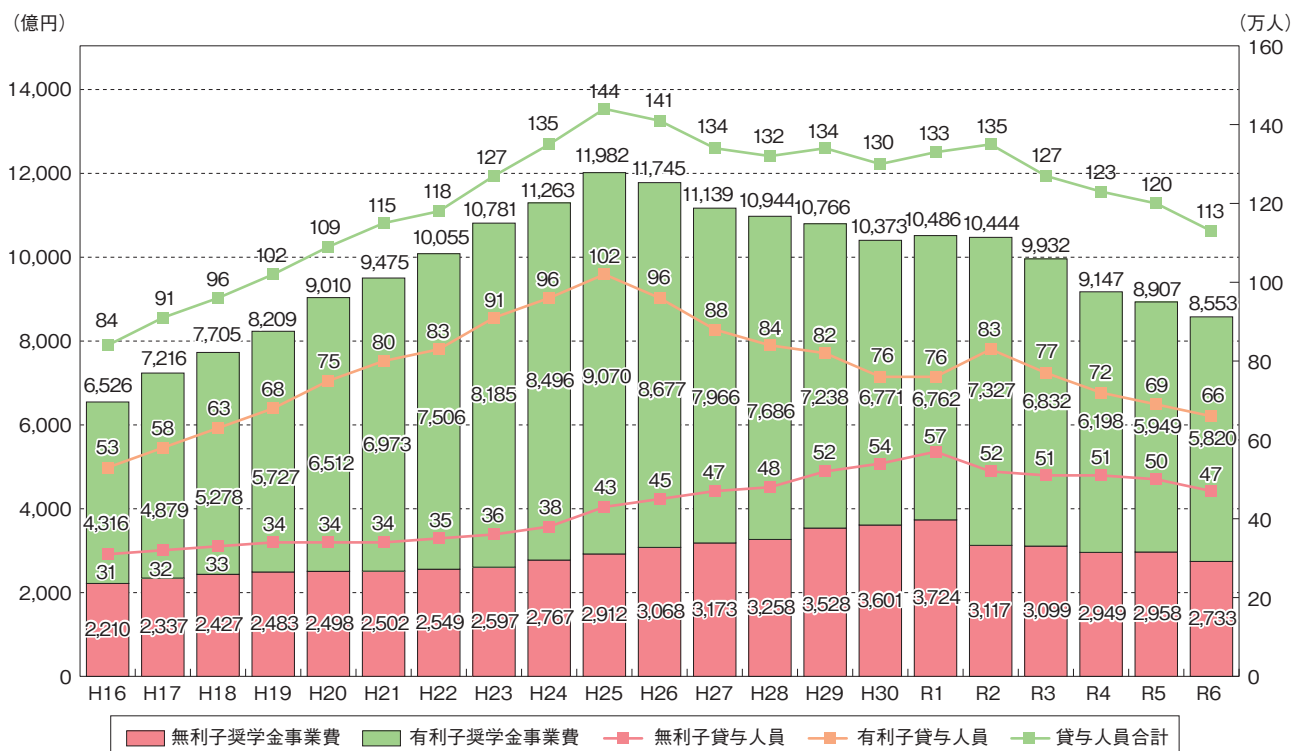
②貸与型奨学金事業

令和6年度の日本学生支援機構(JASSO)の貸与型奨学金事業全体の貸与人員は約113万人、事業費総額は約8,553億円となっています。無利子奨学金については、意

欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないように、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施しており、貸与人員は約47万人、事業費総額は約2,733億円となっています(図表2-3-3)。

図表2-3-3

奨学金事業費



(注) 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

有利子奨学金は、卒業後にそれまでの貸与額に対して利子^{*2}が課されますが、在学中の利子負担は発生しません。このほか、家計支持者の失業や被災等によって緊急に奨学金を必要とする学生等に対応するため、貸与型奨学金の「緊急採用（無利子）・応急採用（有利子）」の申込みを随時受け付けています。

また、令和6年度から、大学院修士段階において、在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて納付する授業料後払い制度を実施しています。

JASSOの貸与型奨学金の返還は、貸与が終了した翌月から数えて7か月目から始まります。JASSOの貸与型奨学金事業は、卒業・修了した学生等からの返還金を次の世代の学生等への原資としており、JASSOにおいては、各学校の協力を得て、学生等の返還意識を高めるとともに、返還相談体制をさらに充実するなどしています。

一方、災害、病気、経済困難などによって返還が困難な方には、返還期限を猶予する制度や毎月の返還額を減額する減額返還制度などによってきめ細かく対応しています。減額返還制度については、令和6年4月から、利用可能な年収上限を、325万円から400万円に引き上げるとともに、子育て時期の経済的負担に配慮する観点から、子供が二人いる世帯については500万円、三人以上いる世帯に

ついては600万円まで更に引き上げたところ です。

奨学金の返還に際しては、長期にわたって延滞に陥らないことが重要です。JASSOは、延滞初期段階での返還促進や返還困難時の救済措置の案内をするとともに、貸与型奨学金を受ける前の高校段階の生徒及び大学等に在学する学生等に対し、資金計画について助言を行うスカラシップ・アドバイザーを派遣するなど、延滞の防止・解消に努めています。

また、地方公共団体において、地域産業等の担い手となる若者の地元企業への就職やUIターンを促すため、47都道府県816市区町村（令和6年6月現在）で地方公共団体ごとに定められた要件を満たす方の奨学金の返還を支援する取組を実施しています。

さらに、各企業等において、これまでも独自に社員に対して奨学金の返還額の一部又は全額を支給して返還を支援する取組が行われてきましたが、令和3年4月からJASSOにおいて、企業等からの直接送金を受け付けており、企業等による返還支援を促すことで、返還の負担軽減につながっています。この制度には7年3月末現在で3,266社から登録をいただいています。返還の負担軽減につながるこれらの取組についても、積極的に情報発信を行っています。

*2 利子：令和7年3月貸与終了者における利率は利率固定方式で年1.641%、利率見直し方式で今後5年間は年1.100%

③経済的理由により修学困難な学生等への支援

文部科学省では、経済的理由により修学困難な学生等が活用可能な支援策^{*3}を取りまとめ、継続的に支援を行ってきました。具体的には、高等教育の修学支援新制度や、貸与型奨学金により支援を行ってきたほか、家計が急変した世帯の学生等に対しては、これらの制度について随時申し込みを受け付けてきたところです。

さらに、入学金や授業料の納付が困難な学生等に対しては、各大学等において納付時期の猶予、減免など弾力的な取扱いや柔軟な配慮をするとともに、困難や不安を抱える学生等への対応について、相談体制の整備や専門家との連携、支援策の丁寧な周知等により、学生等に寄り添ったきめ細かな対応を行っております。

（3）各大学等における授業料減免事業への支援

文部科学省では、各大学等がそれぞれの方針に基づき実施する授業料減免事業について、国立大学法人運営費交付金などを通じた支援を行っています。また、公立大学については地方財政措置を講じています。

（4）大学院生の経済的支援の拡充

「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）や「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（3年3月26日閣議決定）における目標達成に向けて、特に博士後期課程学生の支援の充実を政府全体で進めることとしています。文部科学省では、特別研究員事業（DC）やJASSOの貸与型奨学金事業における業績優秀者返還免除に取り組むとともに、各大学における授業料減免や学内奨学金、RA（リサーチ・アシスタント）^{*4}制度等、多様な財源を活用した経済的支援策の促進を行っています。

これらに加え、博士後期課程学生への経済的支援とキャリアパス整備を一体として行う大学への支援などにより、令和6年度には合計で約11,800人規模の博士後期課程学生への経済的支援に必要な予算を確保し、引き続き支援の

拡充を図っているところです。

（5）奨学団体等の奨学金事業

奨学金事業は、JASSOのほか地方公共団体、大学や企業等によって、多様な形態で幅広く実施されています。JASSOのウェブサイト^{*5}では、大学・地方公共団体等が行う奨学金制度の情報を掲載しています。

2 学生等の就職活動支援及び大学におけるキャリア教育・職業教育の充実

（1）学生等の就職活動

文部科学省と厚生労働省は、毎年共同して大学等卒業者の就職状況を調査しています。令和6年度の大学の学部卒業者の就職率は前年度同期比0.1ポイント低下の98.0%となり、調査を開始した平成8年度以降過去2番目に高い水準となりました（図表2-3-4、図表2-3-5）。文部科学省では引き続き、大学等や関係府省とも連携し、経済団体等に対して卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者が新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるようにすることなどの要請を行っているところです。

図表2-3-4

令和6年度大学等卒業者の就職状況
（令和7年4月1日現在）

			（令和7年4月1日現在）	
区 分		就職希望率	就職率	
大 学		75.6% (0.8)	98.0%	(▲0.1)
	うち 国公立	53.4% (▲2.4)	97.6%	(▲0.9)
	私 立	86.7% (2.5)	98.1%	(0.2)
短 期 大 学		82.5% (2.3)	97.0%	(▲0.4)
高等専門学校		57.8% (0.0)	99.6%	(▲0.4)
計		75.0% (0.9)	98.0%	(▲0.1)

（注）1. 就職希望率とは、抽出学生数に対する就職希望者の割合。
就職率とは、就職希望者に対する就職者の割合。

2. () 前年度調査からの増減値 (▲は減少)。

（出典）大学等卒業者の就職状況調査（文部科学省、厚生労働省調べ）

*3 経済的に困難な学生等が活用可能な支援策

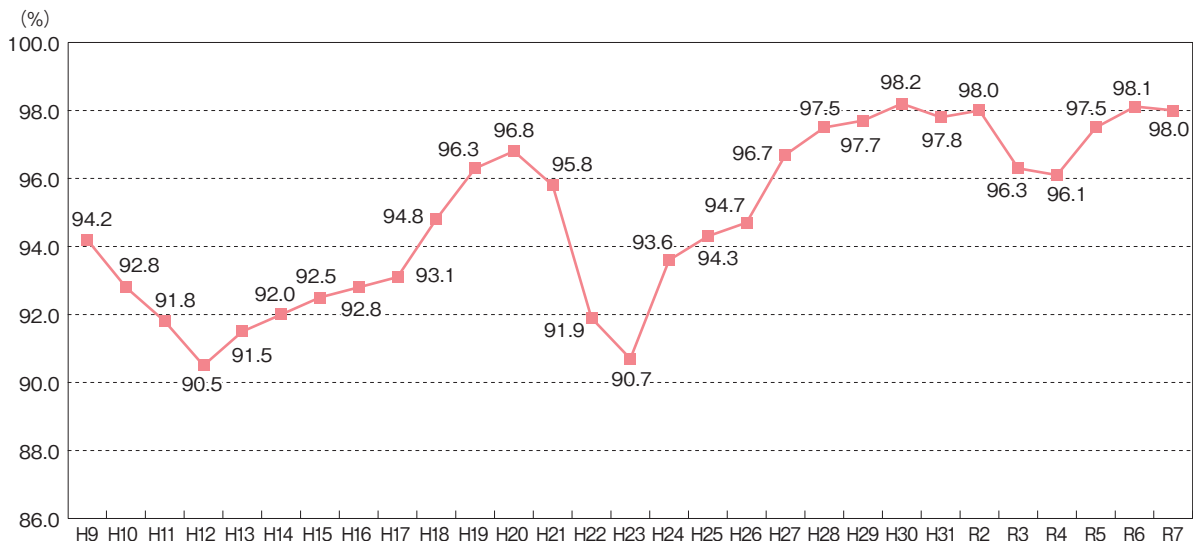
参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

*4 RA（リサーチ・アシスタント）：大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、大学院学生等を研究補助者として参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

*5 参照：https://www.jasso.go.jp/shogakukin/dantaiseido/index.html

図表2-3-5

就職率の推移



(注) 数値は各年4月1日現在の大学・短期大学及び高等専門学校全体の値を示す。

(出典) 大学等卒業者の就職状況調査（文部科学省、厚生労働省調べ）

また、文部科学省では、厚生労働省と連携して、就職を希望する一人でも多くの学生等が卒業までに就職することができるよう、大学等と新卒応援ハローワーク等との連携を促すことで、就職支援の一層の充実も図っています。

大学生等の就職・採用活動の開始時期については、平成30年10月から政府において、「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」を毎年開催し、当該年度の学部2年生を対象とした「卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」を取りまとめ、経済団体・業界団体を通じて各企業に対し要請しているところです。

現在、令和8年度卒業・修了予定者までの就職・採用活動の開始時期を決定しており、会社説明会等の広報活動開始は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降、採用面接などの採用選考活動開始は卒業・修了年度の6月1日以降、内定は10月1日以降として日程の遵守を求めています。

また、令和8年度卒業・修了予定者以降の就職・採用活動の開始時期についても、7年度までのものを原則として、専門性の高い人材に関しては一部採用選考プロセスを複線化します。具体的には、卒業・修了年度に入る直前の春休み以降に実施する一定の要件を満たしたインターンシップ^{*6}を通じて、高い専門的知識や能力を有すると判断された学生は、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できることとしています（令和7年3月21日付けで関係府省から経済団体・業界団体等の長宛要請）（図表2-3-6）。

政府としては、今後も学界及び経済界と連携しながら大学生等の就職・採用活動が円滑に実施されるよう、必要な取組を進めていきます。

*6 実施期間が2週間以上であり、就業体験要件（半分を超える日数以上を就業体験とする）等を満たすものであり、企業は学生に求める学修成果水準等を事前に公表。

新規大学等卒業予定者※の就職・採用活動開始時期に係るルール

就職・採用活動と学業を巡る問題

※ 4年生大学のほか、大学院（修士）、短大、高専を含む

○就職活動が大学の授業・試験期間と重複 ⇒ 学生の成長が最も期待される学部3年次の教育に支障。

○海外留学する学生が減少 ⇒ 就職活動の時期を逸する可能性があることが阻害要因の一つとして挙げられている。

→ 学生の学修時間や留学等の多様な経験を得る機会を確保し、大学等において社会の求める人材を育成するための環境を整備することが重要。

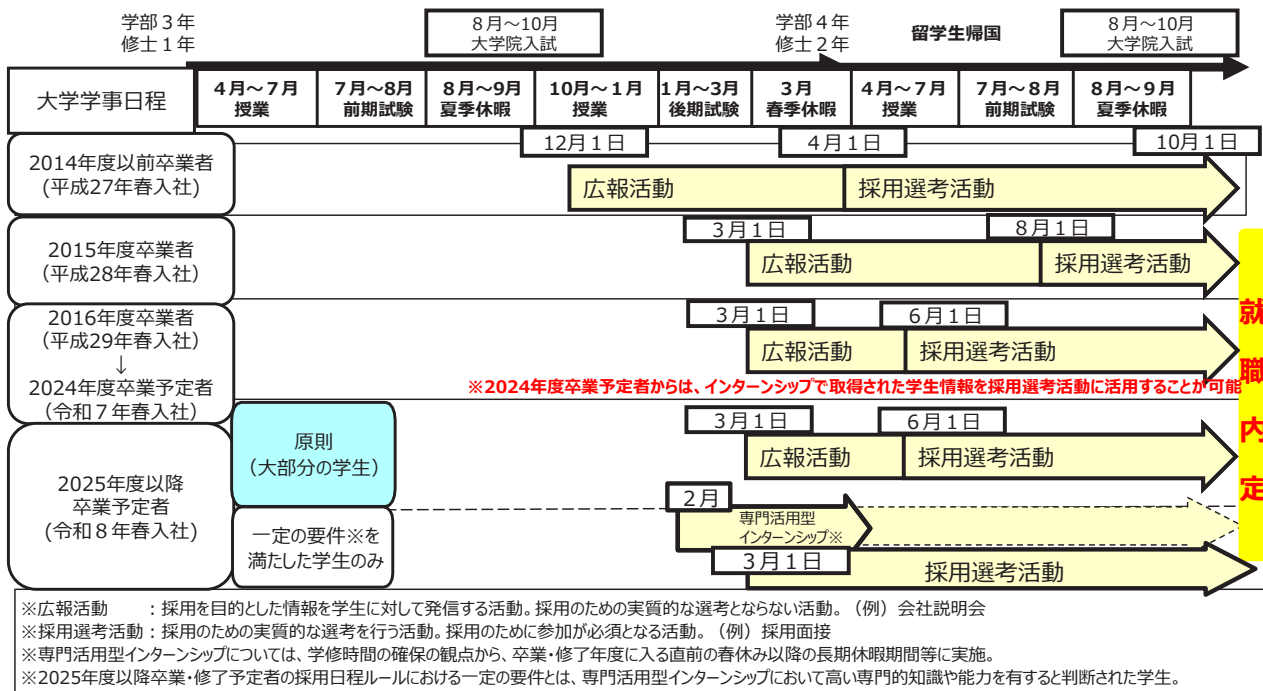
【2016年度卒業予定者】採用選考活動開始時期を微調整（広報活動開始3月1日以降、採用選考活動開始6月1日以降）

【2017年度～2024年度卒業予定者】前年度の日程を維持

【2025年度以降卒業予定者】専門性の高い人材に関する採用日程を設定（プロセスの複線化）

※ 広報活動（会社説明会など）：採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。

※ 採用選考活動（採用面接など）：採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。



(2) 大学等における学生のキャリア形成支援活動の推進

学生の能力伸長に寄与するなどの高い教育的効果を発揮しており、他の大学や企業等に普及するのにふさわしいモデルとなり得る正規的教育課程における学生のキャリア形成支援活動を、好事例として文部科学大臣が表彰し、その成果を広く普及することを目的として「大学等における学生のキャリア形成支援活動表彰制度」を隔年で実施しています。また、大学院教育の一環として行われる長期間かつ

有給の研究インターンシップを社会に定着させることにより、Society 5.0にふさわしい雇用の在り方と高等教育が提供する学びのマッチングを図ることを目的として、大学院博士後期課程学生を対象とするジョブ型研究インターンシップの先行的・試行的実施を令和3年度から開始し、大学と企業の連携による大学院博士後期課程学生の多様なキャリアパスの実現に向けた取組の推進を図っています。

第3節 高等教育の更なる発展に向けて

1 大学教育の質保証・向上、大学の経営力の強化

科学技術の進歩やグローバル化の進展により今後も急速に変化していく社会においては、基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用できるとともに、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材が

求められます。今後、一人一人の学生がより一層、必要な能力を身に付けられるよう、学修者本位の教育の更なる推進を図るべく、文部科学省では以下のような取組を進めています。

(1) 教育の質保証と情報公表の促進

大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」とい

う。)の設置や組織改編は、大学教育の国際的な通用性の確保や学生保護のため、設置審査などの所定の手続を経て行われます。文部科学大臣は大学等の設置等の認可申請を受けると、申請内容が大学設置基準等の法令に適合しているかどうかについて、学識経験者等から成る大学設置・学校法人審議会に諮問を行います。同審議会は教学面、財政面や管理運営面について専門的な審査を行った結果を答申し、それを踏まえ、文部科学大臣が認可の判断を行います。また、大学等が学問の進展や社会の変化に機動的に対応し、組織改編ができるよう、授与している学位の種類と分野を変更しない学部・学科等については、届出による設置を可能としています。

大学や学部等が設置された後の質保証の方策として、文部科学省では、開設年度に入学した学生が卒業する年度までの間、授業科目の開設状況や教員組織の整備状況など設置計画の履行状況について報告を求め、調査を実施しています(設置計画履行状況等調査)。調査の結果、特に課題が見られる場合は指摘事項を付し、公表することで大学等に対して主体的な改善を促しています。また、大きな課題がありながら改善が進まず、設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる場合は、新たな認可申請をしても認可をしないなど、改善を促す仕組みを設けています。

認証評価制度は、学校教育法に基づいて、国公私の全ての大学等に対して、一定期間ごと(大学等の教育研究等の総合的な状況に関する機関別認証評価については7年以内ごと、専門職大学及び専門職大学院等の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関する分野別認証評価については5年以内ごと)に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関(認証評価機関)による第三者評価(認証評価)を受けることを義務付けるものです。本制度は、国による事前規制を弾力化しつつ、大学等の教育研究の質の担保を図るため、設置後の大学等の組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に事後確認する体制を整備する観点から平成16年度に導入されたものです。

令和6年度は、機関別認証評価において、大学137校、短期大学48校、高等専門学校4校の認証評価が行われ、分野別認証評価において、専門職大学院14専攻、専門職大学19学科の認証評価が行われました。この結果はそれぞれの認証評価機関のウェブサイトで公表されています^{*7}。

各大学での学びの質と量を確保する観点では、令和2年度に策定された「教学マネジメント指針」を参考に、授業方法やシラバスの内容の充実、厳格な成績評価や卒業認定の実施、学修支援体制の整備等、学生が主体的・自律的に学修するための環境構築等の取組が進められてきました。今後、一人一人の学生がより一層、必要な能力を身に付けられるようにするためには、学びの質を高めるための教育内容・方法の不断の改善が重要であり、その改善を制度的に担保する質保証・向上システムの改善・充実も不可欠です。「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)」(令和7年2月21日中央教育審議会)も踏まえ、アカデミック・アドバイジング等の学修支援体制の整備等を通じた学生が主体的・自律的に学修するための環境構築や、「出口における質保証」の促進のため、教学マネジメント指針の見直し等を進めていきます。また、大学等は、公共的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、教育の質を一層向上させることが求められています。平成23年4月から全ての大学等は学校教育法施行規則に基づき教育研究活動等の状況についての情報を公表することになっているところ、令和6年9月に学校教育法施行規則を一部改正(7年4月施行)し、「入学者の選抜に関すること」、「外国人留学生の数に関すること」、「当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内に修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること」の三点を公表事項として新たに追加しました^{*8}。また、データベースを用いた国公立の大学の教育情報を公表し活用する共通の仕組みとして、平成27年3月から「大学ポートレート」を活用した大学情報の社会への公表が進められています。

(2) デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する人材育成の推進

イノベーションが急速に進展し、科学技術が目まぐるしく進化する中、Society 5.0の到来に向け、AIなどの技術革新を社会実装につなげ、我が国の産業の更なる発展に資する理工系人材の育成は不可欠です。そのため、高等教育段階における理工系分野の教育については、深い専門的知識と俯瞰的視野を持ち、科学技術の新たな発展に資する人材を育成する必要があります。そこで、大学において、こ

*7 公益財団法人大学基準協会ウェブサイト

参照：<https://www.juaa.or.jp/>

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構ウェブサイト

参照：<https://www.niad.ac.jp/>

公益財団法人日本高等教育評価機構ウェブサイト

参照：<https://www.jihe.or.jp/>

一般財団法人大学教育質保証・評価センターウェブサイト

参照：<https://jaque.or.jp/>

一般財団法人大学・短期大学基準協会ウェブサイト

参照：<https://www.jaca.or.jp/>

*8 参照：https://www.mext.go.jp/content/20240930-mxt_daigakuc01-000038234_2.pdf

うした産業社会のニーズを的確に受け止めた教育を進められるように、制度改正を行ってきました。具体的には、大学の組織編成等を規定する大学（院）設置基準について、工学系の学部において学科ごとの縦割り構造を抜本的に見直した柔軟な教育体制の編成が可能となる改正（平成30年）、学部の枠を越え、社会のニーズを踏まえた機動的で柔軟な教育プログラムの編成が可能となる改正（令和元年）を行ってきました。

また、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合するSociety 5.0においては、大量のデータを積極的に扱い、社会課題の解決に生かすことができる人材が不可欠で、そのための教育システムの構築が必要です。文部科学省としては、数理・データサイエンス・AI教育を推進するためのコンソーシアムを構築し、モデルカリキュラムの普及・展開や教材開発等の取組を推進するとともに、大学・高専が実施する数理・データサイエンス・AIに関する優れた教育プログラムを政府が認定する制度等を通じ、より質の高い教育をけん引していくことを目指しています。

さらに、デジタルやグリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高等専門学校が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、令和4年度第2次補正予算において措置された3,002億円の基金により、機動的かつ継続的な支援を行っています。

（3）大学院教育改革

中央教育審議会大学分科会大学院部会では、「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について」（審議まとめ）（令和5年12月22日 中央教育審議会大学分科会）^{*9}及び「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」（6年3月26日）^{*10}を踏まえ、大学院教育の質の向上や大学院進学者の増加を図り、大学院教育に対する社会の理解促進に資するための情報公表の促進について議論が行われました。これを踏まえて6年9月に学校教育法施行規則を一部改正（7年4月施行）し、進学を希望する者が事前に学位取得に関する見通しを持って大学院を選択し、計画的にキャリアパスを構築できるよう、大学院における標準修業年限以内で修了した者の状況等の公表が義務化されました^{*11}。

文部科学省では、大学における大学院教育改革の取組を促進するため、「卓越大学院プログラム」^{*12}を実施しています。また、令和5年度から、国内外の他の大学院、産業界・国際関係機関等との連携による、ネットワーク型の教

育研究指導やキャリア支援を通じて、社会の期待に応える新たな人文科学・社会科学系の高度人材養成モデルの構築を支援する事業として「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業」^{*13}を実施しています。さらに、7年度からは、「徹底した国際拠点形成（国際化）」と「徹底した産学連携教育」の実施を通じて、豊かな学識と国際性、高度な実践性を身に付けた博士人材を育成する機能の向上等を支援する「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業」を開始し、質の高い博士人材の増加を図る大学院教育拠点の形成を目指します。

（4）国立大学改革

国立大学は、高度な学術研究の推進、計画的な人材育成、地域活性化への貢献や高等教育の機会均等の確保といった重要な役割を果たしています。

平成16年の国立大学の法人化以降、国立大学においては、それぞれの特色や長所を生かした自主的・自律的な機能強化に向けた取組が進められてきました。昨今の急激な社会経済状況の変化の中で、国立大学に対しては、産業競争力強化・イノベーション創出の拠点としての役割や、地方創生の中核的拠点としての機能の発揮など、我が国の成長と発展への積極的な貢献をしてほしいという社会の大きな期待が寄せられています。

令和5年12月には、大学の大きな運営方針の継続性・安定性の確保等の観点から、事業の規模が特に大きい国立大学法人について運営方針会議を設置すること等を定める国立大学法人法の一部を改正する法律が公布され、一部を除き、6年10月から施行されました。

また、6年7月に設置された「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」においては、法人化の成果や課題の現状等について分析を行うとともに、国立大学法人等が全体としてその機能を強化し、その役割をしっかりと果たしていくことができるよう、具体的な対応策が検討されており、7年1月には論点整理が取りまとめられています。

さらに、第4期中期目標期間（令和4年度から9年度）では、中期目標大綱の提示や評価指標の義務化等の新たな仕組みを導入したところです。

これに加え、人事給与マネジメント改革として、若手教員の活躍機会を創出し、教員の挑戦意欲を向上できるよう、年俸制の完全導入をはじめ、厳格な業績評価やクロスアポイントメント制度等、様々な取組を総合的に促進していきます。

*9 参照： https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00015.html

*10 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/1278386_00002.htm

*11 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/mext_00001.html

*12 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/takuetudaigakuin/index.htm

*13 参照： https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/jinsya-network/index.html

2 大学入学者選抜の改善

(1) 大学入学者選抜改革

大学入学者選抜は、高等学校教育と大学教育とを接続し、双方の改革の実効性を高める上で重要な役割を果たすものです。大学入学者選抜の改革においては、受験生の知識・技能だけでなく、思考力・判断力・表現力等や、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価していくことを目指しており、「大学入学共通テスト」と「個別選抜」を通じて、受験生のこれら学力の三要素を適切に把握し、大学入学段階で入学者に求める力を、多面的・総合的に評価する入学者選抜に転換することとしています。

(2) 大学入学共通テスト

大学入試センター試験に代わり、令和3年1月から大学入学共通テストを実施し、7年1月の試験では、約46万人が受験しました。7年度共通テストについては、4年度から実施された高等学校の新学習指導要領に対応した初年度の共通テストとなり、7年度共通テストに限り、新旧の教育課程で構成が大きく異なる出題教科・科目に関し、新教育課程を履修していない入学志願者に対して、旧教育課程による出題教科・科目を選択できるよう経過措置を講じました。また、新たに「情報Ⅰ」が出題されました。

共通テストは、思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視するとともに、授業において生徒が学習する場面や、社会生活や日常生活の中から課題を発見し解決方法を構想する場面、資料やデータ等を基に考察する場面、学習の過程を意識した場面の設定を重視した問題を出題することとしています。さらに試験実施後には、自己点検評価や第三者評価を実施し、その結果を踏まえ、更なる良問の作成に努めることとしています。

また過去の事件や不正行為等を受け、「令和5年度大学入学者選抜実施要項」から安全対策や不正対策についての内容を追加し、7年度においても引き続き記載しました。さらに、安全対策や不正対策として受験生や関係者への注意喚起を行うとともに、各大学において実施要項等に基づき試験が実施されました。

(3) 各大学の入学者選抜

各大学はこれまで、それぞれの教育理念を踏まえ策定した「入学者受入れの方針」（アドミSSION・ポリシー）に基づいて、大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価するため、学力検査だけでなく、面接や調査書、小論文等の活用による評価尺度の多元化や、総合型選抜や学校推薦型選抜の導入・拡大といった入試方法の多様化を進めてきました。

各大学においては、各選抜区分の特性に応じた形で多面

的・総合的評価を行うための工夫を凝らしながら、それぞれの実情に合った方策を講じることが重要であり、その際、各大学はそれぞれのアドミSSION・ポリシーに基づき、志願者のどのような学力を、どの資料を用いて、どのような方法で評価するのかをこれまで以上に明確にすることが必要です。

また、文部科学省では、各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者（例えば、理工系分野における女子等）など、多様な背景を持った者を対象とする選抜の実施について、大学の取組が進むことを期待し、「令和5年度大学入学者選抜実施要項」に新たに盛り込み、7年度においても引き続き記載しました。

文部科学省では、各大学の個別選抜について、好事例を認定・公表することにより、優れた取組の成果を積極的に普及するなど、各大学の様々な取組を後押しすることを通じて、大学、高等学校をはじめ、関係機関・団体とも連携しつつ、大学入学者選抜の改善を推進していきます。

3 地域に開かれた高等教育

文部科学省では、第2期教育振興基本計画（平成25年度から29年度）を踏まえ、25年度から高等教育機関が地域との相互交流を促進し、地域から信頼される地域コミュニティの中核的存在（COC：Center of Community）になるよう、地域課題の解決に取り組む大学等を支援する「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」等を実施してきました。令和2年度からは従前の事業を発展させ、「地（知）の拠点」としての大学が、他の大学等や自治体、地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革に取り組むとともに、出口（就職先）と一体となった教育プログラムを提供することで、若者の地元定着と地域活性化を推進する「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）」を実施しています（6年度支援件数：4件〔参画する大学数：15〕）。

また、東京23区の大学等の学生の収容定員増が進むと、東京一極集中の加速化等が懸念されるため、平成30年6月に、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」が公布されました。本法においては、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度や地域における若者の雇用機会の創出等の措置と併せて、特定地域（東京23区）内の大学等の学生の収容定員の抑制について規定されています。

さらに、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）を踏まえ、文部科学省では、令和2年10月に、地域の複数の高等教育機関と、地方公共団体、産業界等が一体となった

恒常的な議論の場である「地域連携プラットフォーム」の構築を推進するためのガイドラインを策定・公表しました。また、3年2月に、地域の大学等が各々の強みや特色を生かしながら、大学間の連携を推進し、質の高い高等教育を実現するための「大学等連携推進法人」の認定制度を創設し、7年3月までに10件（計41大学・短大・高専と2団体）を認定しています。これらの仕組みについては、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和7年2月21日中央教育審議会）において、「地域構想推進プラットフォーム（仮称）」、「地域研究教育連携推進機構（仮称）」としてそれぞれ発展させ、地域ごとの高等教育へのアクセス確保を図ることが提案されています。

また、国立大学における学部学生の定員については、抑制的に取り扱ってきていますが、このような中でも、地方公共団体、地元産業界、他の高等教育機関等を巻き込み、地域のニーズを的確に捉えつつ、地方創生に資する魅力ある地方大学の実現のために、令和3年度に、特例的な定員増を認める仕組みを創設しました。さらに、中央教育審議会大学分科会において地方創生に資する魅力ある地方大学を実現するための議論が重ねられ、同年12月に「これからの時代の地域における大学の在り方について―地方の活性化と地域の中核となる大学の実現―」が取りまとめられました。引き続き、関係省庁とも連携の上、地域にとってかけがえのない大学の実現に向けた取組を進めていきます。

第4節 グローバル人材育成と大学の国際化

1 高等教育の国際化の推進

社会や経済のグローバル化が進展する中で、我が国が国際社会と協調しながら成長するため、日本人学生の海外留学への送り出しや外国人留学生の受入れの留学モビリティの拡大、その基盤となる高等教育の国際通用性・競争力の向上や国際展開など、我が国の高等教育の国際化を総合的かつ戦略的に推進していくことが重要です。

このような中、内閣総理大臣を議長する「教育未来創造会議」においては、コロナ後のグローバル社会を見据え、留学生交流や大学の国際化、外国人留学生の定着支援などに関する政府全体の方針が令和5年4月にまとめられました。この政府方針を達成し、我が国の国際競争力を向上させるため、6年6月に「Global×Innovation人材育成フォーラム」を文部科学省で開催し、産学官のステークホルダーが若者の留学促進方策等に関する議論を行っています。同年10月には、未来を担う若者たちのために多様な成長を支える留学機会の提供や留学の機運醸成など、産学官が一体となって取り組む決意を「中間まとめ」として公表しており、今後、7年度中に「最終まとめ」を行うこととしています。

2 留学モビリティの推進

（1）日本人留学生の送り出し

①海外留学支援制度

日本人学生等の国費による海外留学支援として、我が国のグローバル化や国際競争力の強化を促進するため、また大学間交流の活性化や大学の国際化等に資する交換留学等を推進するため、「海外留学支援制度（協定派遣型・学部学位取得型・大学院学位取得型）」を実施しています。令

和7年度留学からは、日本人学生に対する物価高騰等の影響による経済的負担の軽減を図るため、奨学金単価を増額しています。

「海外留学支援制度（学部学位取得型）」において、本制度による支援の拡大のためには、高等学校段階における適切な情報提供や進路指導、進学準備に関する相談対応等、教育上の支援が極めて重要であること、加えて、現状では申請者の居住地には地域的偏りがある（令和6年度においては、関東圏及び近畿圏の採用者が約86%を占める。）ことなどを踏まえ、都道府県教育委員会と連携しながら取組を推進する必要があると考え、6年度留学から試行的に「都道府県推薦枠」を設けて実施しています。

加えて、高い専門性と国際的なネットワークを備えた博士人材の育成のため、世界トップレベル大学の理系博士課程への派遣について重点的に推進するべく、令和7年度留学の応募から海外留学支援制度（大学院学位取得型特別枠）を新たに設け、実施しています。

②トビタテ！留学JAPAN

平成26年度から、官民協力のもとで開始した、「トビタテ！留学JAPAN」は、これまでの事業の成果やノウハウ等を踏まえ、令和5年度から、第2ステージを開始しました。我が国における留学機運の醸成に向けて、日本の未来を創るグローバルリーダーを輩出するための「新・日本代表プログラム」や、産業界、自治体等による留学支援の取組を可視化し、情報発信する「留学プラットフォーム事業」、本制度による留学経験者のコミュニティと社会との協働プロジェクト等を通じて、人材育成機能を強化する「価値イノベーション人材ネットワーク事業」といった取組を実施しています。

(2) 外国人留学生の受入れ

①外国人留学生に対するリクルーティング機能の強化

優秀な外国人留学生の受入れについては、前身事業である「日本留学海外拠点連携推進事業」の成果を踏まえつつ、令和6年度より「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」を開始しました。東南アジア諸国連合（ASEAN）やインド等の重点地域を中心として、日本留学の魅力を統合的に発信するための海外拠点を設置し、在外公館や企業との連携のもとで、日本留学に関する情報発信やイベントの開催等を通じた外国人学生の早期からのリクルート、帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンでの日本留学サポート体制の充実を図っています。

②外国人留学生に対する経済的支援の充実

「国費外国人留学生制度」は、諸外国の次代を担う優れた若者を我が国の高等教育機関に招へいし、教育・研究を行わせる制度として、現在、研究留学生（大学院レベル）や学部留学生など7種類のプログラムを実施しています。これまでに約170か国・地域から12万人を超える国費外国人留学生を受け入れており、令和6年度は9,304人の国費外国人留学生を受け入れています（6年5月1日現在）。また、私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対しては、日本学生支援機構（JASSO）から奨学金を給付しています。さらに、「海外留学支援制度（協定受入型）」を設け、諸外国の大学から、我が国の大学に受け入れられる外国人留学生の支援をしています。

③外国人留学生の適切な受入れ

外国人留学生の受入れ促進に当たっては、適切な受入れや在籍管理の徹底が不可欠であることから、「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」（令和元年6月11日文部科学省、出入国在留管理庁）等に基づき、各大学等から退学者・除籍者・所在不明者について定期的に報告を求めることに加え、「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」（6年4月26日文部科学大臣決定）に基づき改善指導を行う等、在籍管理の適正化を図っています。また、外国為替及び外国貿易法に基づき、経済産業省等と連携して、各大学等に機微技術流出防止のための安全保障貿易管理の徹底を促しているところです。

④外国人留学生の国内就職支援

優秀な外国人留学生の受入れを促進するためには、留学後の日本国内での就職に必要な支援を実施することが必要です。このため、各大学が地域の地方公共団体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語能力」、「キャリア教育」、「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援する「留学生就職促進プログラム」や、当該事業により蓄積された成果等を取り入れた「留学生就職促進教育プログラム認定制度」を実施しています。このほか、JASSOは、日本企業に就職を希望する留学生の就職・採用活動について有益な情報を提供するとともに、学校側・企業側が情報交換を行う「全国キャリア教育・就職ガイダンス」を実施しています。

3 大学の国際化

(1) 大学の国際化の意義

大学は「知の拠点」であり、高度人材育成や科学技術の発展の中核として、国・地域を超えた連携や競争に参画し、イノベーションを創出することが求められています。そのために、高等教育や学術研究の分野で学生や研究者の国境を越えた交流や国際的な頭脳循環を活発化させる必要があります。このような状況の下、我が国においても、国際的に活躍できるグローバル人材の育成、世界との調和ある連携ネットワークの形成、卓越した研究力の一層の活用を推進しており、世界に開かれた教育研究環境の整備充実や学生のモビリティの拡大などを通じて、引き続き大学の国際通用性・競争力の向上のための支援を継続して実施しています。

(2) スーパーグローバル大学創成支援事業

平成26年度から令和5年度にかけて実施した「スーパーグローバル大学創成支援事業（SGU）」においては、我が国の高等教育の国際通用性向上と国際競争力強化の実現に取り組む大学を重点的に支援してきました。事業が終了した令和6年度には、事後評価を行い、各取り組みと成果の検証を行い、採択37大学において国際化が大きく進展していることを確認しました。

また、本事業をきっかけに開発を開始した日本発のオンライン国際教育プラットフォーム「Japan Virtual-Campus」*¹⁴においては、全国の大学が共同利用できる多様な教育コンテンツ等の集積に加え、我が国のデジタル学修歴証明の普及に資するシステム構築を進めています。

* 14 JV-Campus ウェブサイト
参照：https://www.jv-campus.org/

(3) 大学の国際化によるソーシャルインパクト創成支援事業

令和6年度からは、日本人学生と外国人学生がそれぞれの文化的多様性を活かし共に学修することを「多文化共修」と位置付け、これらの共修科目や科目群・コースなどの開発・実施・普及を通して、優秀な人材の育成・獲得や、更なる大学の国際化を図る「大学の国際化によるソーシャルインパクト創成支援事業」を開始し、13大学を採択しています。

(4) 大学の世界展開力強化事業

「大学の世界展開力強化事業」は、我が国にとって戦略的に重要な国・地域の大学と、単位の相互認定等、質保証を伴う学生交流を実施し、国際教育連携の取組を支援するものです。

特に令和6年度からは、昨今の先端分野における経済安全保障上の要請の高まりを受けて、EU諸国等の大学との間で、修士課程を対象とした理系分野における交流を推進する取組を支援しています。

(5) 国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）

我が国では、日本の大学と外国の大学が連携し、共同の教育プログラムを開設し、学生がそのプログラムを修了した際に、当該連携する複数の大学が共同で一つの学位を授与する国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）を推進しています。国境を越えて、一つの大学では提供できないより高度で付加価値の高い学修機会の提供が可能となるとともに、我が国の高等教育の海外展開等国際交流の発展に寄与しています。

(6) ユネスコの高等教育の資格の承認に関する規約

アジア太平洋地域においては、締約国間で高等教育の資格を相互に承認・評定する枠組みを定めるユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」（通称：東京規約）が発効し、日本も締結しています。さらに、グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を発揮するよう、令和元年の第40回ユネスコ総会にて採択された「高等教育の資格の承認に関する世界規約」について、日本は4年9月13日に締結し、5年3月5日に発効しています。

第5節 専門人材の育成

1 医療系人材の養成

高齢化に伴う医療ニーズ（需要）の高まり等を受け、81の医学部、29の歯学部、81の薬学部、304の看護学部など、多くの大学において医療系人材の養成が進められています。文部科学省では、各大学と協力しながら、質の高い医療系人材を養成するための様々な取組を進めています。

地域の医師確保等の観点から、厚生労働省と連携して、医学部の入学定員について平成20年度から増員を行っています。令和6年度は、地域枠（特定の地域等での勤務等を条件として設定する定員）による増加を含め、全国の医学部の入学定員は計9,403人となりました。

また、薬剤師の養成にあたっては、令和5年3月に、薬剤師の地域偏在や地域における需要等を考慮しつつ、6年制課程の薬学部・学科の設置及び収容定員増を抑制する制度改正を行い、7年4月以降適用されます。

(1) 医学教育・歯学教育の改善・充実

医学生・歯学生は卒業時まで身に付けておくべき必須の実践的診療能力を学修目標として提示したモデル・コア・カリキュラムを踏まえつつ、各大学の特色ある教育を学んでいます。令和4年度に改定したモデル・コア・カリキュラムは6年度の入学生から適用されています。

また、医学教育及び歯学教育の質保証のため、医・歯学部を持つ全大学を対象とする分野別評価も進められています。

(2) 薬学教育の改善・充実

医療人としての薬剤師を養成するため、「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」に沿った教育の確実な定着に向け、学習成果基盤型教育の推進や実務実習の充実に取り組んでいます。令和6年度の入学生からは5年2月に改訂されたモデル・コア・カリキュラムが適用されます。

(3) 看護師等医療技術者教育の改善・充実

看護師など医療技術者の養成において質の高い医療技術者、教育者、研究者を養成することを目的とした大学・大学院が増えており、大学が養成する人材に期待が寄せられています。

一方、看護系大学の急増に伴い、教育の質の確保が課題になっており、学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の看護実践能力修得のための具体的学修目標を提示した「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」（平成29年策定）について、令和5年7月より改訂に向けた検討を進め、7年3月には看護師として求められる資質・能力等を示した「看護学教育モデル・コア・カリキュラム（令和6年度改訂版）」を取りまとめました。

(4) がん医療の取組

文部科学省では、がん対策基本法に基づく「第4期がん対策推進基本計画」(令和5年3月28日閣議決定)を実現するため、「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」を通じて、がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成を進めていきます。

2 大学附属病院の機能強化

医療の高度化や超高齢社会等による疾病構造の変化に加えて医師の働き方改革に対応していくためには、大学附属病院の教育・研究・診療・医師派遣等による地域貢献という役割・機能を改めて明確にし、運営体制や財務・経営面等も含めた改革に取り組むことが求められます。

そのため、大学附属病院は、自院の実情に応じた「大学病院改革プラン」を策定し、当該プランに基づき改革を推進して、持続可能な経営基盤の確立を図ることとしています。

文部科学省では、大学附属病院における医療人材養成機能の充実を図るため、教育・研究に資する最先端医療設備の整備を支援する「高度医療人材養成事業(大学病院における医療人材養成環境の更なる高度化)」を実施するなどして、大学附属病院の改革への取組を支援しています。

3 専門職大学院

平成15年度に創設された専門職大学院(専門職学位課程)は、大学院のうち特に高度専門職業人を養成することを目的とし、理論と実務を架橋する実践的な教育を行う課程です。具体的には、教員組織は一定割合以上を実務家教員とすること、教育内容は事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等を授業の基本とすること、教育の質保証のための方策として教育研究活動状況の認証評価を5年以内ごとに受審することを制度的に位置づけた課程です。令和6年4月現在で、法曹養成(法科大学院)、教員養成(教職大学院)、MBA(ビジネス)・MOT(技術経営)、会計、公共政策、公衆衛生、臨床心理等といった多様な分野で計120大学・171専攻が設置されています。社会人学生の比率が約50%であり、社会人の学び直しの推進に一定の成果を挙げています。

(1) 法科大学院

法科大学院は、司法試験、司法修習と有機的に連携した専門職大学院として、平成16年度に創設されました。法科大学院では、双方向・多方向的な討議を重視した少人数教育が行われており、理論と実務を架橋するものとして、先端的な法領域に関する科目から模擬裁判等の実務的な科

目までが開設されています。また、「プロセス」としての法曹養成制度の中核的な機関として、質・量共に豊かな法曹を養成することが期待され、公平性、開放性、多様性という基本的理念の下、これまで、法曹をはじめ企業や公務部門など社会の様々な分野に修了者を輩出しています。

一方、司法試験合格率や法曹志望者の状況などが当初の見込みと異なるものとなったため、「法曹養成制度改革の更なる推進について」(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定)において示された具体的方策に基づき、30年度までを集中改革期間と位置づけ、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」による先導的な取組への支援等による法科大学院改革の取組を進めてきました。

令和元年6月には、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における審議等を踏まえた「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました。この制度改正により、法科大学院において開設すべき科目群を規定した上で、修了に必要な単位数を各科目群ごとに規定するなど、法科大学院教育の充実を図るとともに、2年度からは、法科大学院と法学部等が早期卒業を前提とした教育を行うための協定(法曹養成連携協定)を締結し、文部科学大臣の認定を受けて、「法曹コース」を法学部等に開設することが可能となりました。また、5年の司法試験からは、一定の要件を満たした場合は、法科大学院在学中の受験が可能となり、法曹志望者の時間的・経済的負担が一層軽減されているところです。

令和6年4月1日現在では、計42大学において法曹コースが開設され、法学部の早期卒業と法科大学院の既修者コースの修了により、今までよりも約2年早く法曹として活躍することが可能となっています。法科大学院34校における直近の司法試験累積合格率(令和元年度修了者)は74.1%となり、政府目標である累積合格率7割を達成しています。また、令和6年司法試験における修了後1年目までの合格率も63.0%となっています。引き続き法科大学院教育の充実を図るとともに、予測可能性の高い法曹養成制度を実現し、新たな制度の下、法曹を志す誰もが、プロセスとしての法曹養成制度を通じて、質の高い法曹となる途を確保していきます。

(2) 教職大学院

教職大学院は、学校現場における広い理解をもち自ら諸課題に積極的に取り組む資質能力を有した新任教員の養成と、学校現場が直面する諸課題の構造的・総合的な理解に立ち幅広い指導性を発揮できるスクールリーダーとなるような現職教員の養成を目的として設立されました。令和6年4月現在、全国に54の教職大学院が設置されています。

教職大学院は、学校や教育委員会との連携・協働による教職経験のある実務家教員の配置や、学校現場における長期の実習など、学校や教育委員会の要請に即した体系的な教育課程を特色としており、新たな学びを展開できる実践的な指導力を持った教員を養成しています。それにより、現職教員学生を除く同年3月修了者の教員就職率が約90%と高水準となっていることなど、着実な成果を挙げています。

文部科学省では、「優れた教師人材の確保に向けた奨学金返還支援の在り方について議論のまとめ」（令和6年3月19日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）を踏まえ、「教職の高度化」（質の向上）及び「教師志願者の拡大」（量的確保）の観点から、教職大学院等を修了し、翌年度から正規の教師として採用される者を対象に、奨学金の返還免除を実施する制度を6年度に創設しました。

4 専門職大学

専門職大学は、質の高い実践的な職業教育を行い、専門職業人を養成する新たな種類の大学として、平成31年に制度化されました。4年制の「専門職大学」、2年制又は3年制の「専門職短期大学」のほか、既存の大学・短期大学に設置する「専門職学科」も制度化され、令和6年4月時点で、情報、観光、農業、医療・保健、クールジャパン分野（マンガ、アニメ、ゲーム、ファッション、食など）の専門職大学20校、専門職短期大学3校、専門職学科1学科が設置されています。

専門職大学では、卒業単位のおおむね3分の1以上を実習・実技とし、長期の企業内実習等も行うことにより、学生は理論と実践の両方をバランスよく学修するほか、専攻する職業に関連する他分野も学ぶこととしています。これにより、我が国の産業構造の変化が見込まれる中、成長分野において活躍する人材や地域社会の担い手となる人材の養成を目指しています。

令和5年度は、9校の専門職大学及び3校の専門職短期大学が卒業生を輩出し、就職率は93%となっています。卒業生は大学で学んだ分野に関連する企業や地方公共団体へ就職するほか、起業する例も見られます。文部科学省では、専門職大学制度を周知するためのポスターを全国の高校に配付したほか、高等学校教員を対象とした進学相談会の開催、ウェブサイト^{*15}や制度説明動画^{*16}等、様々な方法で情報発信を行い、周知に取り組んでいます。

*15 専門職大学・専門職短期大学ウェブサイト

参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/index_pc.htm

*16 YouTube 動画「専門職大学・専門職短期大学2019年4月スタート」

参照：https://youtu.be/AlgWk1Oo8Ho

5 高等専門学校

高等専門学校（以下「高専」という。）は、中学校卒業後の意欲ある若者を受け入れ、5年一貫の専門教育を展開する我が国のユニークな高等教育機関として、全国に58校設置されています。高専では、一般科目と専門科目を組み合わせ、理論だけでなく実験実習に重点を置いた教育や、「ロボコン」をはじめとするコンテスト等を通じて、実践的・創造的技術者を養成・輩出し、国内外から高い評価を受けています。近年では、高専生が持つ高い技術力や創造性を踏まえ、半導体や蓄電池等の社会的な要請が高い分野の人材育成や、アントレプレナーシップ教育の充実等を進めています。卒業後は約6割が就職し、残りの約4割が専攻科や大学に進学しています。また、その独自の教育方法と高度な教育レベルは国際社会からも極めて高く評価されており、国立高等専門学校機構では、モンゴル、タイ、ベトナムにおいて、現地のニーズを踏まえながら、日本型高専教育制度「KOSEN」の導入支援を行っています。

6 専門学校の現状と最近の施策

（1）専門学校の現状

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う機関として発展してきました。特に、高等学校卒業程度を入学対象とする専門課程（専門学校）の生徒数は、令和6年5月現在約56万人で、外国人を含む高等教育機関への進学者のうち24.0%が進学しており、我が国の高等教育の多様化・個性化を図る上で重要な役割を果たしています。

（2）最近の施策

企業等との連携により、実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する仕組みを平成26年度から開始しています（令和7年3月現在：1,123校3,212学科）。また、5年度からは職業実践専門課程の認定学科のうち、在籍者中の外国人留学生の割合や就職率等の一定の要件を満たす学科を「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」として認定（7年3月現在で229校595学科）する制度が創設されました。当該認定を受けた学科を修了した卒業後に国内で就職する留学生は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の決定の際、専攻科目と従事しようとする業務との関連性の判断が柔軟に行われることとされ

るとともに、そのうち高度専門士の称号を付与された者を在留資格「特定活動（告示第46号）」の対象に加えられることとなりました。さらに、専門学校が、高等学校や教育委員会等の行政、企業などと協働する高・専一貫の教育プログラムの開発を支援するとともに、7年度からは人口減少地域の職業人材を確保するための教育プログラムの開発を支援します。

職業教育の重要性が高まる中で、専門学校に求められる役割もより一層大きくなっています。こうした中で、専門学校の教育の質の保証・向上を図り、高等教育段階の職業教育機関としての位置づけを明確化することを目的とする「学校教育法の一部を改正する法律案」が、令和6年6月7日に成立しました（8年4月1日施行。）。

本改正では、専門学校において、より専門的、実践的な教育等を受けることができるよう、専門学校に専攻科を設

置できるようにするとともに、入学資格の見直し等により専門学校の高等教育段階の職業教育機関としての位置づけの明確化を図ることとしています。さらに、「専門士」の称号に係る法律上の規定の創設による専門学校卒業者の社会的評価の向上や、大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け及び外部の識見を有する者による評価（第三者評価）の努力義務化による専門学校の教育の質の保証・向上を図ることとしており、このうち学校評価については、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における検討を踏まえ、「専修学校における学校評価ガイドライン」を改訂し、令和7年6月に各都道府県に通知したところです。

文部科学省では、引き続き、学校教育法の改正を踏まえた対応を行い、専門学校の教育の更なる充実及び魅力の向上を図っていきます。